

## 【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】

（清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

### 作業実施方法等

会社名 \_\_\_\_\_

#### I 作業班編成

作業班名	監督者等	使用する機械器具

ポイント

登録されている監督者、測定実施者を含めてください。

**(例1)**

作業班名	監督者等	使用する機械器具
清掃班	山田 毘留男	真空掃除機、床磨き機、ほうき 等
空気環境測定班	鈴木 美留子	粉じん計、温湿度計、気流計 等
空調給排水管理班	高橋 尾瑠人	残留塩素測定器 等

**(例2)**

作業班名	監督者等	使用する機械器具
日常清掃班	建築 太郎	真空掃除機、ほうき、ちりとり 等
定期清掃班	建物 花子	床磨き機 等
空気環境測定班	尾留山 次郎	粉じん計 温湿度計 気流計 等
空調給排水管理班	美留川 三郎	残留塩素測定器 等

#### II 作業手順

<清掃関係>

◎ (告示第 117 号 第八の一)

清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、告示 117 号第一の一から八までに掲げる要件を満たす。

1 清掃作業工程 (日常清掃以外の箇所の定期点検に関する事項を含む)

◎ (告示第 117 号 第一の一)

床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行う。

◎ (告示第 117 号 第一の二)

カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行う。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。

◎ (告示第 117 号 第一の三)

日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。

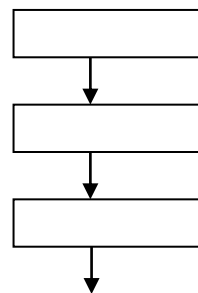
具体的な作業工程

(例 1)

(例 2)

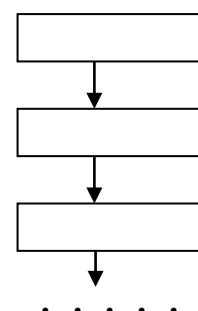
- 1) 日常清掃  
床面：○○○  
カーペット：○○○○  
.....

日常清掃



- 2) 定期清掃  
床面：○○○  
床面 (剥離清掃)：○○○  
カーペット：○○○  
その他：○○○  
.....

定期清掃



ポイント

日常清掃 (床面やカーペット類の清掃について) 及び定期清掃について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

## 2 機械器具等の点検方法

### ◎ (告示第 117 号 第一の五)

真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。

#### 具体的な点検方法

#### ポイント

点検頻度も記述してください。

## 3 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法

### ◎ (告示第 117 号 第一の四)

建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理する。

### ◎ (告示第 117 号 第一の六)

廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。

#### 具体的な処理方法

#### ポイント

廃棄物及び排水の処理方法について記述してください。

## 4 作業計画及び作業手順書の策定

### ◎ (告示第 117 号 第一の七)

1 から 3 までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業を行う。

## 5 清掃作業等に係る点検、適切な措置

### ◎ (告示第 117 号 第一の八)

4 に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実

施状況について、三月以内ごとに一回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

## 6 作業報告作成の手順

### 具体的な作成手順

#### ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 現場の担当者が作成した日誌に基づき、清掃作業監督者等が報告書を作成し、発注者に提出する。報告書には、作業箇所、作業内容、担当者等を明記する。この際、控えを作成し保存する。

### <空気環境測定関係>

#### ◎ (告示第 117 号 第八の四)

空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、告示 117 号第二の一から三までに掲げる要件を満たす。

## 1 空気環境の測定方法

#### ◎ (告示第 117 号 第二の一)

空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号）第三条の二第一号に定める方法に準じて行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該各号の右欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

ポイント

前ページのように建築物衛生法施行規則第三条の二第一号と表も記述してください。

2 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

◎（告示第 117 号 第二の三）

空気環境の測定に用いる測定器について、定期的に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

具体的な点検方法

ポイント

粉じん計の較正を含めた、機械器具の点検頻度も記述してください。

3 測定結果報告作成の手順、測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

具体的な作成手順

◎（告示第 117 号 第二の二）

空気環境の測定の結果を 5 年間保存する。

保存責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

測定結果報告作成の手順については、測定後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

**(例)**測定終了後、整理された測定データから、管理基準値との比較した評価や発見した問題点を指摘し、これを概評や特記事項とした「空気環境測定結果報告書」を作成し、発注者に提出する。報告書には、環境衛生管理基準、測定値、測定機器名、測定者等を明記する。この際、控えを作成し、5年間保存する。

空気環境測定結果の保存責任者は測定実施者でなくても構いません。

## <空調給排水管理>

### 1 空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水の水質検査の方法

#### ◎（告示第 117 号 第八の二）

空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
- 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。
- 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。
- 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。
- 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。

#### ◎（告示第 117 号 第八の三）

機械換気設備の維持管理を、告示 117 号第八の二の 1、二の 4 及び二の 5 に定めるところにより行う。

#### 具体的な作業方法

#### ポイント

空気調和設備の維持管理及び機械換気設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

#### ◎（告示第 117 号 第八の五）

貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、告示 117 号

第五の四と同様の措置を講ずる。

- 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持する。
- 8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

◎ (告示第 117 号 第五の四)

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表に掲げる事項について検査を行い、当該各号に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
二	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

具体的な作業方法

ポイント

貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

◎ (告示第 117 号 第八の六)

雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。

- 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- 6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

### 具体的な作業方法

#### ポイント

雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

#### ◎（告示第 117 号 第八の七）

排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
- 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

### 具体的な作業方法

#### ポイント

排水槽等の排水に関する設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。



◎（告示第 117 号 第八の八）

給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を七日に一回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。

具体的な作業方法

ポイント

給水栓における飲料水の簡易水質検査について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

2. 空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水の水質検査関係報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

**(例)** 作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・空調設備等点検清掃記録      ・給水設備点検記録      ・排水槽等点検記録
- ・雑用水槽点検記録及び残留塩素等測定結果      ・飲料水残留塩素等検査記録

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第八の九）

清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第八の一から八までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係ることを除く。）を満たしていることを常時把握し、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施する。

（業務を委託しない場合）

**(例)** 自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

**(例)**基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

(ア)清掃関係

- 1 委託を受ける者の氏名等
  - (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあつては名称) : ○○株式会社
  - (2) 委託をする業務の範囲 : 床清掃のみ、清掃作業全般、等
  - (3) 業務を委託する期間 : 1年間、繁忙期のみスポット契約 等
- 2 建築物の所有者等への通知の方法  
建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する
- 3 業務の実施状況の把握方法  
実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

(イ)空気環境測定関係

- 1 委託を受ける者の氏名等
  - (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあつては名称) : ○○株式会社
  - (2) 委託をする業務の範囲 : 空気環境測定作業全般、等
  - (3) 業務を委託する期間 : 1年間、繁忙期のみスポット契約 等
- 2 建築物の所有者等への通知の方法  
建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する
- 3 業務の実施状況の把握方法  
実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

(ウ)空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水の水質検査関係

- 1 委託を受ける者の氏名等
  - (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあつては名称) : ○○株式会社
  - (2) 委託をする業務の範囲 : 空気環境の調整業務全般、等
  - (3) 業務を委託する期間 : 1年間、繁忙期のみスポット契約 等
- 2 建築物の所有者等への通知の方法  
建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する
- 3 業務の実施状況の把握方法  
実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

**ポイント**

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。ただし、委託をする業務の範囲が、建築物の外壁や窓の清掃のみの場合は記述不要です(登録業の業務の範囲外であるため)。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

業務を委託する場合は、清掃関係、空気環境測定関係、空調給排水管理・飲料水水質検査関係の3つに分けて記述して下さい。

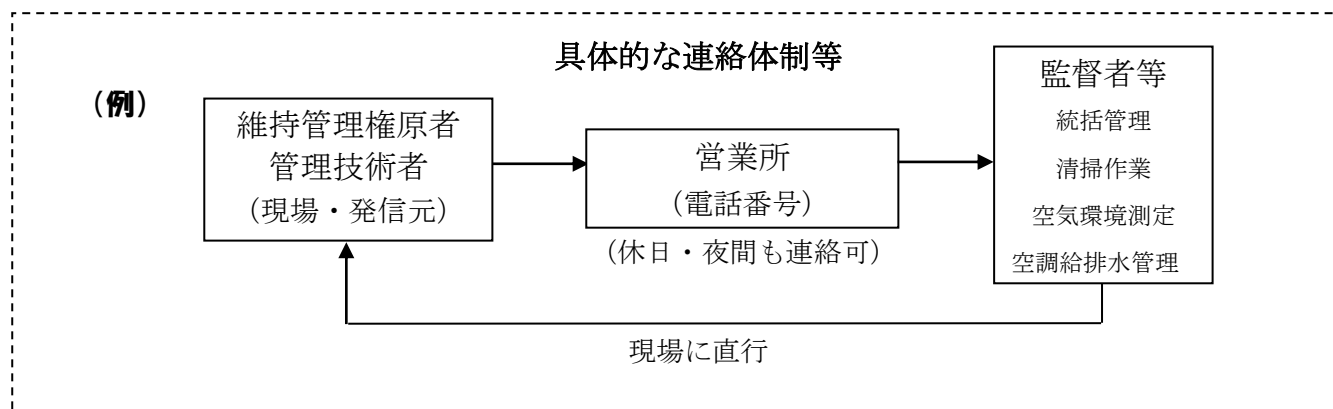
2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第117号第八の一から八に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

#### IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

##### ◎（告示第117号 第八の十）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。



##### ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。

最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。